

○旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例

平成19年12月 3 日条例第42号

改正

平成20年12月12日条例第64号

平成27年 3 月25日条例第12号

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 公益通報

第1節 公益通報に係る措置（第8条―第11条）

第2節 公益通報者等の保護（第12条―第17条）

第3節 公益通報に係るその他の措置（第18条）

第3章 不当要求行為等（第19条―第22条）

第4章 公正職務推進委員会及び公正職務審査会（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条―第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員の法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長、副市長、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者及び嘱託員をいう。
- （2） 職員等 職員及び委託先事業者の役職員をいう。
- （3） 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）をいう。
- （4） 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- （5） 委託事務等 本市の事務又は事業を本市以外のものに委託し又は請け負わせる場合、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせる場合その他法令の規定により本市の事務又は事業を本市以外のものに行わせる場合における当該事務又は事業をいう。

(6) 委託先事業者 委託事務等を行うもの又は委託事務等を行っていたものをいう。

(7) 委託先事業者の役職員 委託先事業者の役員、従業員その他の者をいう。

(8) 公益通報 職員等が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を旭川市公正職務推進委員会（以下「推進委員会」という。）又は旭川市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(9) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 職員の職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるもの

イ 委託先事業者の役職員の委託事務等に係る職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるもの

(10) 公益通報者等 公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者をいう。

(11) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう。

ア 職員の職務に関し、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げるもの

(ア) 許認可その他の行政処分に関し、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いをすること。

(イ) 入札の公正を害すること又は公正な契約事務の執行を妨げること。

(ウ) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害すること。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

（基本的心構え）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。

2 職員は、常に法令を遵守するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認

識し、市民から信頼される職員であるよう、公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、公私の別にかかわらず、本市職員としての職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 職員は、市民等（市民その他市政にかかわりのあるものをいう。以下同じ。）に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

4 職員は、職務上利害関係のあるものとの接触に当たっては、会食（公務上必要がある場合を除く。）、贈答、遊技その他市民の疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。

5 職員は、その職務の執行に関し十分な説明責任を果たすとともに、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員の公正な職務の執行について適切な指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、公正な職務の執行及び公務員倫理の確立に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益通報者等の保護その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

第2章 公益通報

第1節 公益通報に係る措置

(公益通報の方法)

第8条 公益通報は、原則として実名により行うものとし、匿名により行う場合には、通報対象事実が確実にあると信ずるに足る相当な根拠を示さなければならない。

2 公益通報は、書面により行うものとする。ただし、推進委員会に対して公益通報をする場合で

あって、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(通報対象事実に係る推進委員会の調査等)

第9条 推進委員会は、公益通報を受けたとき、又は次条第2項の規定により審査会から調査の求めがあったときは、直ちに必要な調査を行い、通報対象事実があると認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）並びに審査会に報告しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る通報対象事実が第2条第9号アに掲げるものであるときは、直ちに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとらなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る通報対象事実が第2条第9号イに掲げるものであるときは、直ちに、当該通報対象事実に係る委託先事業者への当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置をとるべき旨の勧告、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとらなければならない。

4 市長等は、前2項の規定により措置をとったときは、速やかに、当該措置の内容を審査会に報告しなければならない。

5 市長等は、委託先事業者が正当な理由がなく第3項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6 推進委員会は、第1項の調査を行い、通報対象事実がないと認めるときは、速やかに、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

(通報対象事実に係る審査会の調査等)

第10条 審査会は、公益通報を受けたときは、直ちに必要な調査を行わなければならない。

2 審査会は、公益通報を受けた場合において、市長等又は推進委員会の構成員が当該公益通報に係る通報対象事実に関与していると思料する場合を除き、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、推進委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。

3 審査会は、第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、直ちに、市長等に対し、前条第2項又は第3項の措置をとるよう勧告しなければならない。

4 審査会は、前条第4項又は第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る調査又は措置の内容が不十分であると認めるときは、自ら調査し、又は市長等に対し、再調査その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 5 市長等は、前2項の規定による勧告を受けたときは、直ちに、当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、速やかに、当該措置の内容を審査会に報告しなければならない。
- 6 審査会は、市長等が正当な理由がなく第3項又は第4項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。
- 7 審査会は、第1項又は第4項の調査の結果、市長等が当該公益通報に係る通報対象事実に関与していると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、自ら当該調査の結果を公表し、又は当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令に基づく措置その他の適当な措置をとることができる。
- 8 前条第5項の規定は、第3項又は第4項の規定による勧告に基づく措置として市長等が委託先事業者に対して行う勧告について準用する。

(公益通報をした者に対する報告)

第11条 審査会は、前2条の規定による調査の結果及び措置の内容について、当該公益通報をした者に報告しなければならない。ただし、当該公益通報が匿名によりなされたものであるときは、この限りでない。

第2節 公益通報者等の保護

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 任命権者及び職員等は、公益通報者等に対し、公益通報をしたこと、又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに係る申立て)

第13条 公益通報者等は、公益通報をしたこと、又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、任命権者又は職員等から不利益な取扱いを受けたと思料するときは、推進委員会又は審査会に対し、その是正の申立てをすることができる。

(申立てに係る推進委員会の調査等)

第14条 推進委員会は、前条の申立てを受けたとき、又は次条第2項の規定により審査会から調査の求めがあったときは、直ちに必要な調査を行い、不利益な取扱いがあると認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが職員に対してなされたものであるときは、直ちに、当該職員が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。

- 3 市長等は、第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが委託先事業者の役職員に対してなされたものであるときは、直ちに、当該委託先事業者への当該委託先事業者の役職員が受けた不利益を回復するために必要な措置をとるべき旨の勧告その他の適当な措置をとらなければならない。
- 4 市長等は、前2項の規定により措置をとったときは、速やかに、当該措置の内容を審査会に報告しなければならない。
- 5 第9条第5項の規定は、第3項の勧告について準用する。
- 6 推進委員会は、第1項の調査を行い、不利益な取扱いがないと認めるときは、速やかに、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

(申立てに係る審査会の調査等)

- 第15条 審査会は、第13条の申立てを受けたときは、直ちに必要な調査を行わなければならない。
- 2 審査会は、第13条の申立てを受けた場合において、市長等又は推進委員会の構成員が当該申立てに係る不利益な取扱いに関与していると思料する場合を除き、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、推進委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。
 - 3 審査会は、第1項の調査の結果、不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、市長等に対し、前条第2項又は第3項の措置をとるよう勧告しなければならない。
 - 4 審査会は、前条第4項又は第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る調査又は措置の内容が不十分であると認めるときは、自ら調査し、又は市長等に対し、再調査その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。
 - 5 第10条第5項、第6項及び第8項の規定は、前2項の規定による勧告について準用する。

(申立てをした者に対する報告)

- 第16条 審査会は、前2条の規定による調査の結果及び措置の内容について、当該申立てをした者に報告しなければならない。

(公益通報者等に係る情報の取扱い)

- 第17条 公益通報者等を保護するため、公益通報者等が特定されるおそれのある情報は、当該公益通報者等の同意がなければ、公開してはならない。

第3節 公益通報に係るその他の措置

(不利益を受けた者に対する措置)

- 第18条 推進委員会は、公益通報に係る通報対象事実がなかったことその他の理由により不利益を受けた者があると認めるときは、直ちに、その旨を審査会に報告しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による報告を受けた場合、又は自ら調査を行った場合において、公益通報に係る通報対象事実がなかったことその他の理由により不利益を受けた者があると認めるときは、直ちに、市長等に対し、当該不利益を受けた者の不利益を回復するために必要な措置をとるよう勧告しなければならない。

3 第10条第5項、第6項及び第8項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

第3章 不当要求行為等

(不当要求行為の記録等)

第19条 職員は、不当要求行為があったと思料するときは、その内容を記録し、当該記録を上司（任命権者にあつては、推進委員会）に提出しなければならない。ただし、職員は、当該職員以外の職員から不当要求行為があったと思料するとき、その他正当な理由があるときは、当該記録を推進委員会又は審査会に提出することができる。

2 前項本文の規定による記録の提出を受けたもの（推進委員会を除く。）は、当該記録に係る行為が明らかに不当要求行為に該当しないと認める場合を除き、当該記録を推進委員会に提出しなければならない。

(不当要求行為に対する対応)

第20条 推進委員会は、前条第2項の規定による記録の提出を受けたときは、直ちに必要な調査を行い、不当要求行為があったと認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、直ちに、不当要求行為を行ったものに対し、書面による警告その他不当要求行為を中止させるために必要な措置をとるものとする。この場合において、市長等は、あらかじめ、当該措置について審査会の意見を聴かなければならない。

(職員からの法令違反行為等の求めに対する対応)

第21条 前2条の規定は、職員が当該職員以外の職員から法令に違反する行為又は公務員としての倫理に著しく反する行為を求められた場合について準用する。

(準用)

第22条 第8条（第2項を除く。）、第9条（第3項及び第5項を除く。）、第10条（第8項を除く。）、第11条から第13条まで、第14条（第3項及び第5項を除く。）及び第15条から第18条までの規定は、第19条第1項ただし書（前条において準用する場合を含む。）の規定により不当要求行為又は法令に違反する行為若しくは公務員としての倫理に著しく反する行為（以下「不当要

求行為等」という。)に係る記録を推進委員会若しくは審査会に提出し、又は当該記録が推進委員会若しくは審査会に提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定(第9条第1項、第2項及び第6項、第10条第3項及び第5項並びに第15条第5項を除く。)中「公益通報」とあるのは「不当要求行為等に係る記録の提出」と、「通報対象事実」とあるのは「不当要求行為等」と、「前2項」とあるのは「第2項」と、「職員等」とあるのは「職員」と、「公益通報者等」とあるのは「不当要求行為等に係る記録を提出した者及び当該不当要求行為等に係る調査に協力した者」と、「場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが職員に対してなされたものであるとき」とあるのは「とき」と、「当該職員」とあるのは「職員」と、「当該不利益な」とあるのは「不利益な」と、「前条第2項又は第3項」とあるのは「前条第2項」と、「第6項及び第8項」とあるのは「及び第6項」と、第9条第1項中「公益通報」とあるのは「不当要求行為等に係る記録の提出」と、「通報対象事実がある」とあるのは「不当要求行為等があった」と、同条第2項中「場合において、当該報告に係る通報対象事実が第2条第9号アに掲げるものであるとき」とあるのは「とき」と、「当該通報対象事実」とあるのは「当該報告に係る不当要求行為等」と、同条第6項中「通報対象事実がない」とあるのは「不当要求行為等がなかった」と、第10条第3項中「通報対象事実がある」とあるのは「不当要求行為等があった」と、「前条第2項又は第3項」とあるのは「前条第2項」と、第15条第5項中「第6項及び第8項」とあるのは「及び第6項」と読み替えるものとする。

第4章 公正職務推進委員会及び公正職務審査会

(公正職務推進委員会)

第23条 公益通報及び不当要求行為等に係る調査等を行わせるため、庁内に推進委員会を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の規定によりその権限に属するものとされたこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の法令の遵守及び公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関すること。

3 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(公正職務審査会)

第24条 公益通報及び不当要求行為等に係る調査、勧告等を行わせるため、審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の規定によりその権限に属するものとされたこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の法令の遵守及び公正な職務の執行の確保のために必要な

事項に関し、市長等に意見を述べること。

- 3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 4 委員は、人格が高潔で、法令に関し高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

(職員等の協力)

第25条 職員等は、この条例の規定に基づき市長等、推進委員会又は審査会が行う調査に協力しなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第26条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に行われた公益通報又は不当要求行為等について適用する。

(検討)

- 2 市は、毎年度、更なる行政運営の公正さを確保する観点から、この条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成20年12月12日条例第64号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成27年3月25日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の規定及び第2条の規定による改正前の旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

○旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例施行規則

平成20年3月24日規則第5号

改正

平成20年5月1日規則第44号

平成21年3月31日規則第5号

平成26年3月26日規則第7号

平成29年3月28日規則第5号

令和4年3月31日規則第10号

令和7年3月25日規則第6号

令和8年3月26日規則第7号

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益通報の方法)

第2条 条例第8条第2項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 公益通報をする者の氏名、住所及び連絡先

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める事項

ア 公益通報をする者が条例第2条第1号に規定する者である場合 所属する部及び課の名称

イ 公益通報をする者が条例第2条第7号に規定する者である場合 委託事務等の内容並びに委託先事業者の名称及び所在地

(3) 通報対象事実に係る行為をしたもの又はしようとしているものの氏名又は名称

(4) 通報対象事実の具体的内容、時期、場所その他通報対象事実を特定することができる事項

2 条例第8条第2項の書面は、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

(不利益な取扱いに係る申立ての方法)

第3条 条例第13条の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(1) 申立てをする者の氏名、住所及び連絡先

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める事項

ア 申立てをする者が公益通報をした者である場合 当該公益通報の内容

イ 申立てをする者が通報対象事実に係る調査に協力した者である場合 当該調査を受けた内容

(3) 不利益な取扱いに該当すると思料する行為をしたもの又はしているものの氏名又は名称

(4) 不利益な取扱いに該当すると思料する取扱いの具体的内容、時期、場所その他不利益な取扱いを特定することができる事項

2 前項の書面は、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

(不当要求行為等の記録)

第4条 条例第19条第1項（条例第21条において準用する場合を含む。）の記録は、不当要求行為等記録票（様式）により行うものとする。

(推進委員会の組織)

第5条 旭川市公正職務推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部を担任する副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総合政策部長

(2) 総務部長

(3) 学校教育部長

(4) 上下水道部長

(5) 市立旭川病院事務局長

(推進委員会の委員長)

第6条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の会長)

第8条 旭川市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第10条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第11条 推進委員会及び審査会の庶務は、総務部において処理する。

(意見陳述の機会の付与)

第12条 推進委員会及び審査会は、条例の規定に基づく調査を行う場合には、通報対象事実に係る行為、不利益な取扱い又は不当要求行為等をしたとされるものに対し、意見陳述の機会の付与するものとする。ただし、当該機会を付与することができないことに関し正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(運用状況の公表)

第13条 条例第26条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 旭川市広報誌に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(公正職務推進責任者、公正職務推進総括員及び公正職務推進員)

第14条 公正な職務の執行の確保を図るため、公正職務推進責任者、公正職務推進総括員及び公正職務推進員を置く。

- 2 公正職務推進責任者は旭川市事務分掌条例(昭和27年旭川市条例第56号)第1条に規定する部、消防本部、教育委員会事務局の学校教育部及び社会教育部、水道局上下水道部、市立旭川病院事務局、議会事務局、農業委員会事務局並びに行政委員会事務局(以下「部等」という。)の長、会計管理者並びに担当部長を、公正職務推進総括員は部等において当該部等の庶務事務を分掌する課の長(課を置かない部等にあつては、次長)を、公正職務推進員は各所属長をもって充てる。
- 3 公正職務推進責任者は、公正職務推進員を指導し、及び統括するものとする。
- 4 公正職務推進総括員は、公正職務推進責任者を補佐するとともに、当該部等における公正な職務の執行の確保に関し当該部等内の連絡調整を行うものとする。
- 5 公正職務推進員は、自らの所管事務に関し、不当要求行為等に対する組織的な対応を行い、及び公正な職務の執行の確保に係る統制を図るよう、所属職員への指導、体制の整備その他の必要な措置又は対策を講じるものとする。

(公正職務連絡会議)

第15条 部等相互間における公正な職務の執行の確保に係る連絡調整及び不当要求行為等に係る情報の共有を行うため、公正職務連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

- 2 連絡会議は、総務部長、会計課長、秘書課長、人事課長及び公正職務推進総括員をもって組織する。
- 3 連絡会議の会議は、総務部長が招集する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月26日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成され

ている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成29年3月28日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日規則第7号抄）

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

様式（第4条関係）

不 当 要 求 行 為 等 記 録 票

日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
方 法	☐ 面会 ☐ 電話 ☐ その他 ()
場 所	
相手方	氏 名 ----- 住所等 電話 () —
内 容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
対 応	----- ----- ----- ----- -----
要求を受けた職員	所 属 ----- 氏 名

注1 相手方の氏名等が不詳の場合は、風ぼう等を記載すること。

2 参考となる資料等がある場合は、その写しを添付すること。

不 当 要 求 行 為 等 記 録 票

日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
方 法	☐ 面会 ☐ 電話 ☐ その他 ()
場 所	
相手方	氏 名 ----- 住所等 ----- 電話 () -----
内 容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
対 応	----- ----- ----- ----- -----
要求を受けた職員	所 属 ----- 氏 名

注 1 相手方の氏名等が不詳の場合は、風ぼう等を記載すること。

2 参考となる資料等がある場合は、その写しを添付すること。